

枚方市契約規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 一般競争入札（第 3 条—第 8 条）
- 第 3 章 指名競争入札（第 9 条）
- 第 4 章 随意契約（第 10 条—第 13 条）
- 第 5 章 入札（第 14 条—第 29 条）
- 第 6 章 契約締結状況の公表（第 30 条—第 32 条）
- 第 7 章 契約書及び契約保証金（第 33 条・第 34 条）
- 第 8 章 入札監視委員への報告等（第 35 条）
- 第 9 章 雑則（第 36 条—第 39 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、枚方市契約規則（昭和 52 年枚方市規則第 13 号。以下「規則」という。）の施行その他本市が行う契約の締結に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内業者 規則第 8 条第 2 項に規定する有資格者（以下「有資格者」という。）のうち、次に掲げる要件の全てを備えているものをいう。
 - イ 本店の所在地（法人にあっては、本店の所在地の登記）が本市にあること。
 - ロ 規則第 4 条第 1 号の免許、許可又は登録に係る主たる営業所が本市にあること。
 - ハ 建設工事の有資格者にあつては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（次号において「中小企業者」という。）であること。
- (2) 準市内業者 有資格者で、本店の所在地（法人にあっては、本店の所在地の登記）が本市にないもののうち、次に掲げる要件の全てを備えているものをいう。
 - イ 支店、営業所等の所在地（建設工事の有資格者にあつては、所在地の登記）が本市にあること。
 - ロ イの支店、営業所等が規則第 4 条第 1 号の免許、許可又は登録に係るものであること。
 - ハ イの支店、営業所等が契約を締結する権限を有すること。
 - ニ 建設工事の有資格者にあつては、中小企業者であること。
- (3) その他業者 建設工事の有資格者のうち、前 2 号に該当しないものをいう。
- (4) 市外業者 委託業務又は物品の購入に係る有資格者のうち、第 1 号及び第 2 号に該当しない

ものをいう。

- (5) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (6) 建設コンサルタント業務等 土木設計業務、建築設計業務、測量業務及び地質調査業務をいう。
- (7) その他委託業務 建設コンサルタント業務等以外の委託業務をいう。

第2章 一般競争入札

（制限付き一般競争入札の方式及び対象）

第3条 制限付き一般競争入札（規則第7条第1項の規定により入札参加資格（規則第4条に規定する入札参加資格をいう。以下同じ。）の要件を追加して行う一般競争入札をいう。以下同じ。）の方式及び対象とする建設工事、委託業務及び物品の納入（以下「建設工事等」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、別表第1に定めるもの以外の建設工事等について、制限付き一般競争入札の対象とすることがある。

（入札ごとの制限付き一般競争入札の入札参加資格の要件）

第4条 規則第7条の規定により追加する制限付き一般競争入札の入札参加資格の要件は、入札ごとに次に掲げる事項を考慮して定めるものとする。

- (1) 市内業者、準市内業者又はその他業者若しくは市外業者の区分
 - (2) 建設工事の場合にあっては、建設業（建設業法第2条第2項に規定する建設業をいう。）の許可を受けた建設工事の種類
 - (3) 別表第2の1の表に定める基準内容
 - (4) 別表第2の2の表に定める発注標準
 - (5) 1年度ごと又は同時期に発注する業種ごとの入札への参加の件数
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項の入札参加資格の要件を定める場合においては、当該入札に係る予定価格が2,000万円以上の建設工事及び予定価格が1,000万円以上の建設コンサルタント業務等については、建設工事等請負契約審査委員会（枚方市庁内委員会規程（平成20年枚方市訓令第10号）別表その3の表に規定する建設工事等請負契約審査委員会をいう。以下同じ。）に諮るものとする。
- 3 第1項の規定により定めるもののほか、土木設計業務、建築設計業務又は測量業務にあっては建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく登録を受けていること、地質調査業務にあっては地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）に基づく登録を受けていることを、制限付き一般競争入札の入札参加資格の要件に追加することがある。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

（入札締切後の公表）

第5条 市長は、一般競争入札の締切後に、入札者の商号又は名称及び入札参加資格の有無を本市ホームページに掲載する方法により公表するものとする。

（入札終了時の公表）

第6条 市長は、一般競争入札による入札を終了したときは、当該入札が不調となった場合を除

き、落札候補者の商号又は名称及び各入札者の入札金額を本市ホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(落札者決定時の公表)

第7条 市長は、一般競争入札の落札者を決定したときは、落札者の商号又は名称、落札金額その他の市長が必要と認める事項を本市ホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(不調の場合の取扱い)

第8条 市長は、制限付き一般競争入札による入札が不調となったときは、発注内容を精査し、競争性及び公平性の確保に配慮しつつ、必要に応じて発注内容及び入札参加資格の要件の見直しを行った上で、再発注を行うものとする。

2 市長は、再発注に際し特に必要があると認めるときは、制限付き一般競争入札以外の入札の方式を採ることがある。この場合においては、第4条第2項の規定を準用する。

第3章 指名競争入札

(指名基準)

第9条 規則第16条第1項の規定による指名（以下「指名」という。）は、次に掲げる事項を考慮して行うものとする。

- (1) 建設工事の場合にあつては、建設工事経営規模等評価（建設業法第27条の26第1項に規定する経営規模等評価をいう。）の結果
- (2) 建設工事の場合にあつては、総合評定値（建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。）
- (3) 建設工事又は委託業務の場合にあつては、技術者の在籍及び専任配置の状況
- (4) 技術的適性その他の当該契約についての適性
- (5) 指名の回数
- (6) 当該契約に対する地理的条件

2 指名は、市内業者、準市内業者の順に優先して行うものとする。

第4章 随意契約

(小規模修繕の見積りの徴取に係る手続)

第10条 規則第19条第7項の規定により小規模修繕（同項に規定する小規模修繕をいう。以下同じ。）の契約を締結しようとする課の長は、同条第3項ただし書の規定に基づき1人のみから見積りを徴取するときは、事前に契約主管課長の承認を得なければならない。

第11条 規則第19条第7項の規定により小規模修繕の契約を締結しようとする課の長は、同項ただし書に規定する場合は、契約主管課長の承認を得た上で、入札参加資格を有する者その他契約主管課長が適当と認める者から見積りを徴取することができる。

(小規模修繕の履行確認のための検査)

第12条 規則第19条第7項の規定により小規模修繕の契約を締結した課の長は、小規模修繕が完了したときは、その相手方から別に定める完了届を徴するとともに、複数の職員により履行確認のための検査を行わなければならない。

(小規模修繕の契約主管課への報告)

第13条 規則第19条第7項の規定により小規模修繕の契約を締結した課の長は、四半期ごとにその内容を集計し、当該課を所管する部長及び部次長の供覧を経た後、契約主管課長へ報告するものとする。

第5章 入札

(社債)

第14条 規則第22条第1項第1号の市長が確実と認める社債は、電力供給事業者、ガス供給事業者、鉄道事業者等の公共的性格を有する事業者の社債とする。

(予定価格調書の封かん)

第15条 建設工事の入札を執行する場合において、予定価格及び最低制限価格又は調査基準価格(規則第32条の2第1項に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)(以下「予定価格等」という。)を定めたときは、規則第30条第3項(規則第31条第2項及び第32条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により作成した予定価格調書を封かんし、開札の際これを開札場所に備えなければならない。ただし、規則第30条の2(規則第31条第2項及び第32条の2第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)第1項の規定により入札執行前に予定価格等を公表する場合にあっては、当該予定価格調書を封かんしないことができる。

(予定価格等の公表の方法)

第16条 規則第30条の2第2項の規定により定める予定価格等の公表の方法は、一般競争入札については本市ホームページに掲載する方法とし、指名競争入札については市長が指定する場所において文書を閲覧に供する方法とする。

(建設工事の入札に係る最低制限価格)

第17条 建設工事の入札に係る最低制限価格の算定方法は、次のとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の合計額とする。ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては当該100分の92を乗じて得た額とし、その額が予定価格に100分の80を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該100分の80を乗じて得た額とする。

イ 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

ロ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ハ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

ニ 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

(2) 建設工事の性質上前号の規定により難しいものにあつては、同号の規定にかかわらず、予定価格に100分の80を乗じて得た額から予定価格に100分の92を乗じて得た額までの範囲内で市長が定める額とする。

(委託業務の入札に係る最低制限価格)

第18条 委託業務の入札に係る最低制限価格の算定方法は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 土木設計業務、測量業務、地質調査業務及びその他委託業務 予定価格に100分の60を乗じて得た額とする。
- (2) 建築設計業務 予定価格に100分の67を乗じて得た額とする。
- (3) 委託業務の性質上前2号の規定により難しいもの 予定価格に100分の60を乗じて得た額から予定価格に100分の90を乗じて得た額までの範囲内で市長が定める額とする。

(最低制限価格の設定の周知)

第19条 市長は、最低制限価格を設定したときは、入札に係る公告及び指名の通知の際に、その旨を周知するものとする。

(建設工事の入札に係る調査基準価格)

第20条 建設工事の入札に係る調査基準価格の算定方法は、第17条各号に掲げるとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(委託業務の入札に係る調査基準価格)

第21条 委託業務の入札に係る調査基準価格の算定方法は、第18条各号に掲げるとおりとする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(低入札価格調査制度の対象となる旨の周知)

第22条 第19条の規定は、入札が低入札価格調査（規則第32条の2第1項に規定する低入札価格調査をいう。以下同じ。）の制度の対象となる場合について準用する。

(低入札価格調査の方法等)

第23条 低入札価格調査は、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回る価格となった場合に、別表第3に規定する低入札価格調査による落札候補者取消判断基準に基づき行うものとする。

2 低入札価格調査は、次に掲げる事項について、当該落札候補者からの事情聴取、当該契約に係る設計担当者及び関係各課への照会その他の方法により行うものとする。

- (1) 別表第3の1の項内容の欄に規定する数値的判断基準値
- (2) 当該価格で入札した理由
- (3) 入札価格の詳細な内訳
- (4) 現在受注している建設工事又は委託業務の状況
- (5) 当該契約に使用する機材及び資材の状況
- (6) 建設工事の場合にあっては、予定施工体制
- (7) 労務者の具体的な供給の見通し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 低入札価格調査の結果は、別表第3の1の項に該当すること又は適切な調査ができなかったことにより当該落札候補者を落札者としなない場合を除き、建設工事等請負契約審査委員会において審査をするものとする。

第24条 低入札価格調査又は前条第3項の審査の結果、当該落札候補者を落札者としなない場合は、当該落札候補者に次いで低い価格で入札した者の入札価格が調査基準価格以上であるときは、当該者を落札候補者と決定し、当該入札価格が調査基準価格未満であるときは、低入札価格調査及び同項の審査をするものとする。

2 低入札価格調査の制度の対象となる入札が規則第32条の3第1項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）である場合における前条第3項の規定の適用については、同項中「建設工事等請負契約審査委員会」とあるのは、「委託業務総合評価審査委員会（枚方市庁内委員会規程別表その3の表に規定する委託業務総合評価審査委員会をいう。）」とする。

（総合評価一般競争入札の対象とする契約）

第25条 総合評価一般競争入札の対象とする契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が5,000万円以上であり、かつ、委託期間が24月以上にわたる建物清掃業務、建物総合管理業務又は受付窓口業務の契約
- (2) 前号に掲げるもののほか、落札者の決定において、価格評価、技術的評価（業務執行体制等の評価をいう。）及び社会的価値評価（多様な雇用及び雇用環境に関する取組等の評価をいう。）を一体として行うことが適当であると市長が認める委託業務その他総合評価一般競争入札を実施することが適当であると市長が認める委託業務の契約

（落札者決定基準）

第26条 規則第32条の3第1項の落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、総合評価基準、総合評価値の決定の方法及び落札者の決定の方法について定めるものとする。

（学識経験者からの意見聴取）

第27条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項及び第5項の規定により意見を聴く学識経験者の人数は、2人以上とする。

2 地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項の規定による意見聴取の方法その他必要な事項は、市長が別に定める。

（入札の中止等の周知）

第28条 規則第34条第3項の規定による周知は、一般競争入札については本市ホームページへの掲載により、建設工事又は委託業務の指名競争入札については電子入札システムへの掲載により、その他の入札については口頭又は文書により行うものとする。

（随意契約についての準用）

第29条 第15条及び前条の規定は、随意契約における見積の徴取の場合について準用する。この場合において、同条中「一般競争入札については本市ホームページへの掲載により、建設工事又は委託業務の指名競争入札については電子入札システムへの掲載により、その他の入札については」とあるのは、「本市ホームページへの掲載、」と読み替えるものとする。

第6章 契約締結状況の公表

（公表の対象）

第30条 規則第36条の7に規定する公表のうち契約締結状況に係るものの対象とする契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事に係る契約
- (2) 委託業務に係る契約のうち、契約金額が300万円以上のもの
- (3) 物品の購入、印刷及び修繕に係る契約並びに賃貸借契約のうち、契約金額が100万円以上のもの

もの

(公表の内容)

第31条 前条の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 契約の相手方の商号又は名称
- (2) 契約の目的物の名称又は品名
- (3) 入札の方法
- (4) 着手の時期及び完成又は終了の時期
- (5) 契約金額
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(公表の方法)

第32条 第30条の公表は、各月ごとに取りまとめ、行政資料コーナーに文書を配架する方法により行うものとする。

第7章 契約書及び契約保証金

(請書の省略)

第33条 規則第39条第2項ただし書の規定により請書その他これに準ずる書類の提出を求めない場合は、契約金額が30万円未満の契約を締結する場合とする。

(契約保証金の納付を免除する者)

第34条 規則第43条第1項第10号の市長が特に認める契約の相手方は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市が出資する団体
- (2) 本市が事務局等となり、その事業を助成する等本市がその活動に積極的に関与している特定非営利活動法人その他の非営利団体
- (3) 規則第39条第1項の契約の相手方であって、市長が認める者

第8章 入札監視委員への報告等

第35条 市長は、次に掲げる事項について、枚方市専門委員設置規則（昭和58年枚方市規則第65号）別表に規定する入札監視委員に報告し、必要があると認めるときは、調査を求めるものとする。

- (1) 契約金額が250万円以上の建設工事及び建設コンサルタント業務等の入札及び契約手続の執行状況
- (2) 入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。）の疑義に係る情報への対応方法

第9章 雑則

(履行期限)

第36条 翌年度の予算の執行が予定されていない建設工事の契約の履行期限は、当該年度の3月15日までの日とする。

- 2 工事を主管する課の長は、やむを得ない理由により前項の履行期限を当該年度の3月16日以降の日とする場合は、あらかじめ、契約主管部長の承認を得なければならない。

(契約金額の大規模な変更に係る手続)

第37条 工事を主管する課の長は、建設工事に係る変更の契約のうち、設計変更等に係る契約金額の増減を予定する額が、当該契約の契約金額に100分の20を乗じて得た額又は2,000万円を超えるものを締結する場合は、あらかじめ、財政主管課長、契約主管課長及び検査主管課長の承認を得なければならない。

(緊急施行を要する場合の手続)

第38条 事業を主管する課の長は、災害時又は人命に関わる場合において緊急に建設工事等に係る随意契約（契約主管課長以外の所属長が専決するもの及び児童福祉施設に関する賄材料費に係るものを除く。）を締結する必要がある場合は、あらかじめ、財政主管課長及び契約主管課長の承認を得なければならない。

2 事業を主管する課の長は、前項の規定により契約を締結する場合は、必要最小限の応急措置の範囲に限定するとともに、状況報告書その他当該緊急施行の必要性を証する書類を契約主管課長に提出しなければならない。

(補則)

第39条 この訓令に定めるもののほか、本市が行う契約に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 [令和2年10月1日公布]

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の規定は、この訓令の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

別表第1（第3条関係）

入札方式		対象入札
建設工事	低入札価格調査制度対象型	(1) 原則として市内業者を対象として発注する建設工事のうち、次のいずれかに該当するもの イ 予定価格が1億5,000万円以上2億円未満の土木一式工事 ロ 予定価格が1億5,000万円以上4億円未満（建築物改修工事にあつては、1億5,000万円以上）の建築一式工事 (2) 予定価格が1億5,000万円以上の建設工事（前号に掲げる建設工事を除く。）
	工事一般型	原則として市内業者を対象として発注する建設工事のうち、予定価格が250万円以上1億5,000万円未満のもの
委託業務	業務希望型	予定価格が500万円以上の建設コンサルタント業務等及びその他委託業務のうち市長が必要と認めるもの
物品の納入	物品希望型	物品購入又は賃貸借であつて、次のいずれかに該当するもの (1) 予定価格が2,000万円以上の物品購入 (2) 履行期間が1年以内の賃貸借のうち、予定価格が2,000万円以上のもの (3) 履行期間が1年を超える賃貸借のうち、予定価格を当該履行期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額が2,000万円以上のもの

備考 この表において「原則として市内業者を対象として発注する建設工事」とは、市内業者（当該制限付き一般競争入札の入札参加資格の要件を満たす市内業者の数が少ないことその他の事由により当該入札の競争性及び公正性の確保が難しいと認められる場合にあっては、準市内業者又はその他業者を含む。）を対象として発注する工事をいう。

別表第2（第4条関係）

1 実績に関する基準

区 分	予 定 価 格	基 準 内 容
建 設 工 事	5,000万円未満	当該建設工事と同種の元請実績
	5,000万円以上1億円未満	当該建設工事と同種の元請実績（当該元請実績に係る請負金額が2,500万円以上のものに限る。）
	1億円以上2億円未満	当該建設工事と同種の元請実績（当該元請実績に係る請負金額が5,000万円以上のものに限る。）
	2億円以上	当該建設工事と同種の元請実績（当該元請実績に係る請負金額が1億円以上のものに限る。）
建設コンサルタント業務等	500万円以上	当該委託業務と同種の元請実績

備考 この表において「元請実績」とは、入札の日又は入札の締切の日以前の15年以内の日に契約期間がある元請実績をいう。

2 発注標準

区 分	予 定 価 格	発 注 標 準		
		市内業者	準市内業者	その他業者
		総合点数	総合点数	総合評定値（P点）
土 木 式	1,000万円未満	600点未満	700点未満	700点未満
	1,000万円以上3,000万円未満	点数条件なし	点数条件なし	700点以上
	3,000万円以上9,000万円未満	600点以上	700点以上	700点以上
	9,000万円以上2億円未満	700点以上	800点以上	800点以上
	2億円以上	総合評定値（P点）1,200点以上		
建 築 一 式	5,000万円未満	点数条件なし	点数条件なし	700点以上
	5,000万円以上4億円未満（建築物改修工事にあつては、5,000万円以上）	650点以上	750点以上	750点以上
	4億円以上（建築物改修工事を除く。）	総合評定値（P点）1,200点以上		
管	2,000万円未満	650点未満	750点未満	750点未満
	2,000万円以上4,000万円未満	点数条件なし	点数条件なし	700点以上
	4,000万円以上1億5,000万円未満	650点以上	750点以上	750点以上
	1億5,000万円以上	過去の同規模の事業、他市事例等の比較又は検証をし、建設工事等請負契約審査委員会において決定		
舗 装	500万円未満	650点未満	750点未満	750点未満

	500万円以上1,000万円未満	点数条件なし	点数条件なし	700点以上
	1,000万円以上1億5,000万円未満	650点以上	750点以上	750点以上
	1億5,000万円以上	過去の同規模の事業、他市事例等の比較又は検証をし、建設工事等請負契約審査委員会において決定		
その他	250万円以上1億5,000万円未満	点数条件なし	点数条件なし	700点以上
	1億5,000万円以上	過去の同規模の事業、他市事例等の比較又は検証をし、建設工事等請負契約審査委員会において決定		

備考

- 1 この表において「その他」とは、土木一式、建築一式、管及び舗装以外の区分をいう。
- 2 この表において「総合点数」とは、総合評定値（P点）に次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める点数を加えたものをいう。
 - (1) 品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証を受けていること 10点
 - (2) 環境マネジメントシステム（ISO14001）の認証を受けていること 10点
 - (3) 労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS、OHSAS18001又はISO45001）の認証を受けていること 20点
 - (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく雇用義務を達成し、同法第43条第7項の規定による厚生労働大臣への報告をしていること（同項の規定による報告の義務がない者にあつては、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。）を1人以上雇用していること） 10点
- 3 この表において「総合評定値（P点）」とは、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。

別表第3（第23条関係）

低入札価格調査による落札候補者取消判断基準

	項目	内容
1	数値的判断基準	入札金額が次に掲げる数値的判断基準値を下回っている場合 (1) 建設工事の場合にあつては、予定価格以下の有効な入札の入札金額の平均の85パーセント（調査基準価格を上回っている場合は、調査基準価格）と予定価格の75パーセントのいずれか高い値 (2) 委託業務の場合にあつては、予定価格以下の有効な入札の入札金額の平均の85パーセント（調査基準価格を上回っている場合は、調査基準価格）
2	調査書類の提出	(1) 提出書類が指定した日時までに提出されない場合 (2) 発注表で示す必要書類が整っていない場合
3	調査への協力	(1) 事情聴取に応じない場合 (2) 調査時に不誠実な言動がある場合
4	設計数量、材料の品質	設計図書等で定める数量、品質又は規格を満足していない場

	確保	合
5	積算根拠	<p>(1) 積算根拠となる資料が正しく記載されていない場合</p> <p>イ 入札時に添付した価格内訳書（中内訳書を含む。）と入札価格詳細内訳書の金額が一致していない場合</p> <p>ロ 入札価格詳細内訳書の内容に誤りがある場合</p> <p>ハ 入札価格詳細内訳書に添付した本市設計書における代価表の金額が本工事内訳書に正しく反映されていない場合</p> <p>(2) 下請業者の見積額が正しく反映されていない場合</p> <p>(3) 労務単価が法定最低賃金を下回っている場合</p> <p>(4) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に必要となる経費が計上されていない場合</p>
6	適正な処理及び説明	<p>(1) 建設副産物について、適正な処理費用が計上されていない場合</p> <p>(2) 低入札価格での応札理由を的確に説明できない場合</p>
7	その他	<p>前各項に定めるもののほか、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合</p>